相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区白金一丁目二四番地、最後の住所東京都目黒区緑が丘二丁目八番一〇号　被相続人　亡　時任　甫子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月七日　東京都千代田区麹町四―三―二九ＶＯＲＴ紀尾井坂五階新生綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　西本　恭彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新発田市大手町三丁目六五番地二、最後の住所新潟県新発田市大手町三丁目一番五号　被相続人　亡　稲垣　シヅ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月七日　東京都品川区上大崎一丁目一九番三二号ハイツ目黒二〇六池田山総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　長尾　愛女

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区墨田四丁目一一四八番地、最後の住所東京都江東区北砂四丁目二二番一三号　被相続人　亡　遠藤　和也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月七日　事務所東京都豊島区南大塚三―三―一新大塚Ｓビル三階小堀球美子法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小堀球美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市鶴見区本町通四丁目一七〇番地八、最後の住所横浜市鶴見区下末吉三丁目一二番一号バームガーデン　被相続人　亡　三澤　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月七日　横浜市中区尾上町二丁目二七番　大洋建設関内ビル五階　相続財産管理人　弁護士　早川　和孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新発田市古楯六二番地一、最後の住所新潟県新発田市古楯六二番地　被相続人　亡　前田　雅晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月七日　事務所新潟市中央区寄居町六九七番地一マンション北陸二〇七号　相続財産管理人　弁護士　小金澤俊裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県岩船郡関川村大字下関六二二番地一、最後の住所新潟県新発田市荒町甲一六一一番地五一サービス付き高齢者向け住宅ヴァルメ豊浦二一八　被相続人　亡　貝津トイ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月七日　新潟県村上市新町九番三九号　事務所新潟県村上市新町九番七七号　海田総合法務事務所　相続財産管理人　海田　俊一

平成二十八年十一月七日　事務所東京都豊島区南大塚三―三―一新大塚Ｓビル三階小堀球美子法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小堀球美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市鶴見区本町通四丁目一七〇番地八、最後の住所横浜市鶴見区下末吉三丁目一二番一号バームガーデン　被相続人　亡　三澤　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月七日　横浜市中区尾上町二丁目二七番　大洋建設関内ビル五階　相続財産管理人　弁護士　早川　和孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新発田市古楯六二番地一、最後の住所新潟県新発田市古楯六二番地　被相続人　亡　前田　雅晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月七日　事務所新潟市中央区寄居町六九七番地一マンション北陸二〇七号　相続財産管理人　弁護士　小金澤俊裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県岩船郡関川村大字下関六二二番地一、最後の住所新潟県新発田市荒町甲一六一一番地五一サービス付き高齢者向け住宅ヴァルメ豊浦二一八　被相続人　亡　貝津トイ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月七日　新潟県村上市新町九番三九号　事務所新潟県村上市新町九番七七号　海田総合法務事務所　相続財産管理人　海田　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県小松市日末町り一番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　古田　静子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月七日　事務所石川県小松市殿町二丁目一八番地七　相続財産管理人　弁護士　川本　樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県各務原市鵜沼山崎町七丁目一三七番地、最後の住所岐阜県各務原市鵜沼山崎町七丁目一三七番地　被相続人　亡　家田　聖子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月七日　岐阜県羽島市竹鼻町丸の内四丁目七番地第二　三浦コーポ二〇一号　相続財産管理人　司法書士　平野　瞬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県各務原市川島松倉町二二〇七番地四〇、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田中　賢造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月七日　事務所岐阜市端詰町五五番地オフィスＩ・Ｏ・Ｐ三階　武藤壽法律事務所　相続財産管理人　弁護士　武藤　壽

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県各務原市那加日之出町五六番地、最後の住所岐阜県羽島郡岐南町平島三丁目八五番地の一　被相続人　亡　松岡　弘昌

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月七日　岐阜市神田町一丁目一番地浅野ビル二階　南法律事務所　相続財産管理人　弁護士　南　圭一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県延岡市別府町四〇七一番地、最後の住所静岡県袋井市高尾二六五五番地の四サンハイツ二〇二号　被相続人　亡　田中　武雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月七日　静岡県浜松市中区蜆塚二丁目一七番二〇号　司法書士榛葉隆雄事務所　相続財産管理人　司法書士　榛葉　隆雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市中川区笈瀬町二丁目四〇〇番地二、最後の住所愛知県名古屋市港区東蟹田一九二一番地さわやかなんよう館　被相続人　亡　近藤　信一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月七日　愛知県名古屋市中区丸の内三丁目六番一一号レインボー丸の内六〇三号室　相続財産管理人　弁護士　鈴木　延寿

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県岩美郡岩美町大字岩本三七九番地、最後の住所鳥取県岩美郡岩美町大字岩本四三一番地　被相続人　亡　山下　源治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月七日　鳥取県鳥取市片原一丁目一一五番地カイナンマンション二〇〇号　相続財産管理人　弁護士　磯部　紗希